

問(金) 質 一般
日 12月4日
子 丸 久 議 員



釘丸久子議員

は、閣内倍安

地方を活性化させるとして「まち・ひと・しごと創生」政策を打ち出しました。急激な高齢化、人口減少社会の到来で消滅自治体が発生するなどの脅し文句で、それぞれの自治体は他の自治体から人を引きはがしてくる政策に批判の声が上がっています。

11月18・19日に福島県文化センターで全国市議会議長会研究フォーラムが開催されました。パネルディスカッション「震災復興・地方創生の課題と自治体の役割」では、パネリストの一人、東京大学大学院教授・金井利之氏が「全国の自治体は『地方創生』に翻弄されている。地方消滅ショックに付け込んで、自治体が拙速にことを進めていくと、さらに事態を悪化させる」と手厳しい批判を述べています。

地方創生の取り組みについて

厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議は、10月に「人口ビジョン総合戦略策定に関する提言書」を厚木市に提出しました。

厚木市総合計画との整合性を

どう捉えているか。

(仮称)厚木市人口ビジョン・総合戦略策定に関する提言書への対応は。

市長 本市では、あつぎ元氣プランに掲げる目標人口の実現に向け、子育て環境の充実や企業誘致、中心市街地の再開発などの施策を展開しているところでありです。

今回策定いたします人口ビジョン及び総合戦略につきましては、人口減少問題の克服を目的に、平成22年までの人口の将来展望や目指すべき将来の方向などを示すとともに、人口の将来展望を実現するため、平成31年度までの計画期間とする施策を位置付けるものです。

策定に当たっては、厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議からの提言を基に、あつぎ元氣プランで掲げる目標人口や施策との整合を図りながら策定してまいりたいと考えております。

介護予防・日常生活支援総合事業

釘丸議員 要支援1・2の人に対して、

2017年度以降は介護保険から外し、ボランティアなどを活用して市町村が責任を負う「新総合事業」に置き換えることになっています。新総合事業に対しては、自治体の財政力や、取組によって自治体間の格差が生じてしまうこと、専門職でないボランティアやNPOでは介護の質が低下し、かえって介護度を悪化させることが指摘されています。

厚生労働省は、「新総合事業」について、今年10月1日現在の自治体の実施状況を明らかにしました。今度中に「新総合事業」をスタートするのは202自治体、約13%にとどまっています。16年度中には319自治体20%です。移行期限の17年4月が966自治体であり、まだ決まっていなのは92自治体もありました。

しかし、この事業を検討・導入する中で、報酬単価には厳しい上限が設けられているため、民間事業者の参入が進まない、ボランティアでは質・量ともに不安だとの声が上がっています。取り組みの現状と課題は何か。

今後の進め方は。

市長 本市におきましては、地域包括ケア社会の実現に向けた取り組みを進める中で、介護予防・日常生活支援総合事業につきましても、一体的に検討を進めているところでございます。

その中で、多様なサービスの充実に図っていくための人的資源開発等や具体的なサービス基準を設けることが必要であると認識しております。

今後につきましては、モデル事業の実施などを通じて、具体的な在り方について更に検討を進めてまいります。

子どもの貧困について

釘丸議員 親の失業や離婚などによって家庭の経済状況が悪化し、貧困状態に置かれる子どもたちの問題は依然として深刻です。平均所得の半分を「貧困ライン」と言います。これを下回る所得の世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、2012年に過去最悪を更新して16.3%、6人に1人のほりまです。

日本のひとり親家庭の貧困率は54.6%であり、経済協力開発機構(OECD)加盟34カ国で最悪です。母子世帯の親たちの就業率は80%を超えますが、ほとんどはパートなど非正規です。子どもを抱えたひとり親が、安心して子育てと生活ができる収入を得て、安定して暮らせる労働・保育環境を整えることが必要です。

要因と課題は何か。

解消するための方策は何か。

市長 子どもの貧困の要因といたしましては、世代間格差、中間層の貧困化、非正規雇用の低賃金や、ひとり親世帯の貧困などが指摘されております。

これらを解消するために、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子どもの貧困対策に関する大綱に基づき、本市につきましては、本年4月からスタートいたしましたあつぎ子ども未来プラン第2期において子育て家庭等に対する様々な経済的支援等に取り組んでいるところであります。

今後につきましても、国・県・市町村が連携し、総合的に推進していくことが重要であると認識しております。

話題あれこれ

中学教科書の憲法記述、

「学び舎」と「育鵬社」を比較

今年の夏、教育委員会が中学校の教科書が採択されました。厚木市では採択されなかった教科書の中で、「学び舎」と「育鵬社」は対象的な内容です。憲法について、どう書かれているかを見てみます。

「学び舎」 ともに学ぶ 人間の歴史

「GHQは、憲法研究会の憲法案などを参考にしてGHQ草案をつくり、政府に示します。」「政府は、GHQ案をもとにして、新たに憲法改正案を作成します。戦後初の選挙で選ばれた衆議院議員がこれを審議しました。このなかで、国民主権が明記され、生存権が定められるなど、重要な修正が加えられました。」

「育鵬社」 新しい日本の歴史

「GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるように日本側に強く迫りました。」「議員はGHQの意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。」

どちらも文部科学省の検定に合格しています。著者側の立場や考え方によって、こんなにも違うのです。「学び舎」の教科書で勉強する中学生と、「育鵬社」の教科書で勉強する中学生が、憲法について、同じように感じることができのでしょうか。



たかが教科書というなかれ。その子の人生を変える、そして、日本の将来を変える、大変重要な問題です。